

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

仮徴収(4月・6月・8月の年金天引き)が

始まります

◆対象となるかた

年額18万円以上の年金を受給しているかたで、介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えないかた
 また、国民健康保険の場合
 は、加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主

◆仮徴収の金額

・平成29年2月現在、特別徴収となっているかた
 ↓平成29年2月の天引き額と同額
 ・新たに特別徴収の対象となつたかた
 ↓前年度保険税(料)年額の6分の1の額(仮徴収開始通知書を送付します)

平成29年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が確定したのち、仮徴収額を差し引いた残りの保険税(料)を

10月・12月・2月に支給される年金から徴収させていただきます。

特別徴収による納付については、申請により口座振替に変更することができます。取扱金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてから、受け取った口座振替依頼書の「本人控え」「被保険者証」と「認印」を持参のうえ、保険年金課またはさしま窓口センターへ申し出をしてください。引き続き年金からの天引きを希望されるかたは、手続きは不要です。

■お問合せ

保険年金課

・国民健康保険

内線 1125

・後期高齢者医療保険

内線 1122

八坂公園と
逆井城跡公園を
桜の開花にあわせて
午後10時まで
ライトアップ
します

第8回 坂東
さくらまつり
4月8日 9日
午前**10時**～午後**4時**
逆井城跡公園・岩井公民館駐車場
2会場で同時開催

■お問合せ 坂東さくらまつり運営委員会事務局(観光交流課内) ☎0297(20)8666